

# 守山市市勢要覧制作業務 公募型プロポーザル方式等提案業者募集要項

## 1 業務名

守山市市勢要覧制作業務

## 2 業務場所

守山市内

## 3 業務内容

まちづくりの方針や現在進めている主な施策、市内の地域資源や魅力など、守山市の概要をわかりやすくまとめた冊子を制作するため、以下の業務を行います。

### (1) 守山市市勢要覧制作に係る企画

制作および公開全般に係る企画、提案および監修など

### (2) デザイン、ページ構成の設計

ページデザインおよびレイアウトの提案・編集など

### (3) 取材、資料収集、ライティング（記事作成）および記事の校正

取材、資料収集・整理、記事原稿・イラスト・図表の作成および校正など

### (4) 写真撮影

写真の撮影、写真データの編集加工など

※ 編集加工後の写真データは、成果物として納品すること。

### (5) データ作成

P D F 版および電子書籍版のデータ作成

※ 当該 P D F データを用いて、別途冊子の印刷を行う予定。

## 4 履行期間

契約締結日から令和 5 年 8 月 31 日まで

## 5 参加資格条件

### (1) 業種

「広告・広報・企画」業務

令和 5 年度 守山市役務業者登録名簿の第 1 希望または第 2 希望に「109 広告・広報・企画」が掲載されていること。

### (2) 実績

過去 5 年以内に同種業務（または類似業務）の実績が 2 件以上あること。

### (3) 地域要件

近畿2府4県内に本店または支店を有すること。

(4) その他

以下の項目に該当する者は、参加資格を有しないものとします。

- ・ 経営状況が健全でなく、市税等を滞納している者
- ・ 営業を開始してから、申込み日までに1事業年度（12か月）以上を経過していない者
- ・ 地方自治法施行令第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

6 選定条件

原則、参加申込みのあった者で上記5 参加資格条件(1)から(3)をすべて満たし、かつ(4)に該当しない者をすべて指名します。

7 参加申込みおよび受付

(1) 参加申込みおよび受付の方法

下記9 提出書類を、持参により提出してください。

(2) 受付場所

守山市総合政策部企画政策課広報係

(3) 受付期間

令和5年4月26日（水）から令和5年5月26日（金）正午まで

8 プロポーザル方式等の実施概要

(1) 提案時期

令和5年5月26日（金）正午を提案書提出期限とします。

(2) 実施要項の入手方法および場所

令和5年4月26日（水）から、守山市総合政策部企画政策課広報係の窓口にて配付します。

また、守山市公式ホームページからもダウンロードしていただけます。

9 提出書類

下記の書類をその順番に綴じ、原本1部、その写し6部、合計7部を提出してください。

(1) 公募型プロポーザル参加申込書（様式1）

- (2) 事業者概要（様式 2）
- (3) 業務実績表（様式 3）
- (4) 実績がわかる書類（同種業務または類似業務で作成した冊子など）
- (5) 提案書（任意様式）（表紙（鑑）に様式 4 を使用すること）
- (6) 業務実施体制調書（様式 5）
- (7) 見積書（様式 6）